

# 令和3年8月26日会議概要

## 第1 日時

令和3年8月26日（木）午前9時10分から午前11時30分までの間

## 第2 出席者

平林委員長、長谷委員、森委員、森田委員、増田委員  
警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、  
警備部長、警察学校長、京都市警察部長、情報通信部長等  
《書記 公安委員会補佐室長、公安委員会補佐室室長補佐》

## 第3 議事の概要

### 1 議題

- (1) 損害賠償請求事件の発生及び応訴について 《警務部》  
警務部長から、令和3年6月8日、京都府ほか2名を被告として京都地方裁判所に損害賠償請求事件の訴状が提出されたことから、応訴する旨の報告があった。
- (2) 損害賠償請求事件の勝訴について 《警務部》  
警務部長から、京都府に対する損害賠償請求事件について、京都地方裁判所が、令和3年8月18日、京都府勝訴の判決を言い渡したことについて報告があった。
- (3) 令和3年7月末の特殊詐欺情勢について（暫定値） 《刑事部》  
刑事部長から、令和3年7月末現在の特殊詐欺事件の被害認知状況、検挙状況及び防犯機能付き電話機の購入補助事業に係る広報活動等について報告があった。  
委員から、「防犯機能付き電話機の値段は、どれくらいであるか。」旨の質問があり、刑事部長から、「安い物は1万円以下のものからある。」旨の回答があった。  
他の委員から、「防犯機能付き電話機と普通の留守番電話機との違いは何か。」旨の質問があり、刑事部長から、「留守番機能の他に詐欺の注意喚起を行ったり、事前に相手に対して録音していることを伝える機能等がある。」旨の回答があった。  
他の委員から、「資料では、京都府下での認知・検挙状況が比較されているが、全国や近隣府県との比較も必要ではないか。」旨の質問があり、刑事部長から、「全国の認知・検挙状況は把握しているが、一概に犯行手口の増減状況が同一というものではない。今後、京都と全国を比較して顕著な傾向があれば報告したい。」旨の回答があった。
- (4) 大学生のアイデアを取り入れた通学路における交通安全施設の整備について 《交通部》  
交通部長から、「ポリス&カレッジ in KYOTO 2020」で提案された「横断歩道のトリックアート」を亀岡市内の通学路に整備し、通学路における交通安全対策を図ることについて報告があった。  
委員から、「整備前後の車両速度の変化について、効果検証願いたい。」旨の発言があり、交通部長から、「整備路線の速度データは保有しているが、整備地点のデータについては、確認のうえで対応を検討したい。」旨の回答があった。  
他の委員から、「トリックアートのような手法は、運転手に慣れが出てくると思われるので、1年後の効果も検証する必要があると考える。」旨の発言があった。

他の委員から、「新規の施策については、科学的データの検証が必要不可欠で、効果があれば継続し、無ければ取り止めることも必要である。」旨の発言があった。

(5) 公安条例の許可状況について（7月申請分）

《警備部》

警備部長から、令和3年7月中に申請が許可された「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」に基づく、集会、デモの状況について報告があった。

(6) 九州豪雨に伴う警察災害派遣隊の特別派遣結果について

《警備部》

警備部長から、九州地方における大雨被害に伴い、令和3年8月14日から同月18日までの間、佐賀県公安委員会からの援助の要求に基づき派遣された、警察災害派遣隊18人の任務が終了したことについて報告があった。

(7) 監察案件2件

《警務部》

首席監察官から、監察案件2件について報告があった。

(8) 追加報告

職員のコロナ感染状況について

《警務部》

警務部長から、前回報告以降の京都府警察職員のコロナ感染状況について報告があった。委員から、「デルタ株の特徴は、家族全員に罹患するケースが多く、子供の多い家庭の職員等は、特に手洗いなどの感染予防の徹底が重要である。」旨の発言があった。

(9) 本部長総括

本部長から、「当府警でもパラリンピック競技大会や全国的な豪雨災害の発生により、多くの職員を派遣している。他方で、職員等のコロナ感染により、自宅待機職員が増加し、現体制で交代要員の対応はしているものの、今後、更に感染者が増加すれば、対応不能となることから、引き続き、感染予防対策を十分徹底してまいりたい。」旨の発言があった。

2 個別報告

(1) 本部長の自己申告

本部長から、令和3年度上半期人事評価記録書（業績評価）の自己申告の内容について報告があった。

(2) 当面の行事予定等について

《総務部》

公安委員会補佐室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。

3 個別決裁

(1) 京都府公安委員会に対する審査請求の裁決について（再審議1件、新規1件）《警務部》

監察官室訟務官から、運転免許の更新処分を受けた者（1件1人）より、原処分を不服として審査請求がなされたことに伴い、裁決案について再説明があり、審議の上、原処分を取り消すことを決定した。また、運転免許の停止処分を受けた者（1件1人）より、原処分を不服として審査請求が行われたことに伴い、審査請求の趣旨、理由、原処分の内容等について説明があり、審議の上、審査請求の棄却を決定した。

(2) 公安委員会宛て苦情等申出について（処理2件）

《総務部》

公安委員会補佐室室長補佐から、公安委員会宛ての苦情等申出に関して、処理2件について、調査結果及び通知案の説明があり、審議の上、通知内容を決定した。

#### 4 聴聞

##### 運転免許関係行政処分について

《交通部》

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、24件の行政処分を審議した。